

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年沖縄県条例第44号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項及び第3条第1項に規定する手数料であつて、この条例の施行の日においてまだ納付されていないものについては、なお従前の例による。

（沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中2の項を削り、3の項を2の項とし、4の項から55の項までを1項ずつ繰り上げる。

平成27年11月25日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構が認証業務を行うこととなるため、条例を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。